

河川の自由使用等に係る
安全対策に関する検討会（第5回）議事要旨

1. 平成22年12月24日、第5回検討会が開催され、事務局から「判決において示された安全対策について」、「河川以外の公物管理等に係る判決において示された安全対策について」、「河川利用者（事故被害者）の負傷・死亡別の判決結果について」及び「地裁と高裁において判決結果が異なる事例について」の説明を行った。

2. 説明後の質疑応答において、委員から以下の意見があった。
 - 裁判で判示されている、治水上弊害のある堅固な防護柵の設置を求めることまでは要求されないといった事情、つまり安全対策をとることの弊害が指摘されている場合には、河川の管理瑕疵が否定される傾向にあり、この観点は、独立したファクターになると思われる。

 - 事故後に安全対策を行うか否かは、リスクの判断であり、美観も含めて防護柵等を設置しない方がいいかもしれないが、それを上回るリスクがある場合は、安全対策を行うべきという判断に傾くので、バランスの比較考慮判断になる。

 - 過去に同じような事故が起きている、あるいは住民が危険を具体的に感じている状況下において、相当程度の蓋然性をもってその危険が認められる場合、判例は、その危険に対する具体的な措置、例えば、危険への接近を遮断するポールやフェンス等を要求しており、その対策が不十分であるときには、河川管理者の責任を認める傾向にあるように感じる。つまり、一般的な看板では足りなくて、その危険に物理的に近づかないような措置を河川管理者に対して求める傾向がある。その点については、河川、道路、公園などの公物による違いはないように感じる。

 - 河川管理者の敗訴判例において、国に対する責任は認めながらも原告の過失割合が非常に高い事例が目立つが、それは、河川管理者が行っている安全対策の意味が全くないということではない。過失割合で9割過失相殺されるということは、原告に発生した損害のほとんどは、むしろ原告側で負担すべきという判断を裁判所はしており、そのあたりをどう考えるかである。

 - 原告の過失割合が高い要素は、河川の自由使用が前提となり、原告の自己責任という部分が大きく見込まれる。

- 美観、親水などの河川環境の整備という河川法の目的と、危険性があれば美観を犠牲にしてでも安全対策をとるべきというところの兼ね合いも考えなければならない。河川管理者としては、一定の安全性を犠牲にしても、自然のままの河川環境を残して、河川を自由使用として積極的に提供すべきという考え方があるが、裁判所の考え方は、あくまでも河川は安全性が第一だという誘導があると思われる。
- 国家賠償法というのは、被害者救済という観点があるので、河川管理における総合的な観点からは判断されにくい。国家賠償訴訟で河川管理者が敗訴することと、河川管理者が総合的判断でなすべきこととは、完全にイコールにはならない問題点はある。
- 河川管理用通路と、道路法上の道路との責任は、もう少し深掘りすると違いがいろいろ出ると思うが、まず公物的にいうと、供用目的が違う。道路は、初めから安全な利用を前提として供用しているが、河川管理用通路はそうではない。ただ、供用目的は違っても、事実上、管理に供してしまうと、それに対する責任は生じる。河川管理用通路についての管理責任は、一般の人がほぼ道路として利用している状況なのか、河川管理用通路とわかっているが利便性から若干の人が利用している状況なのか、という利用状況の程度により違いが出るかもしれない。
- 事故後に後づけで、このような安全対策を行えばよかったということは非常に言いやすいが、事前にその対策を全て行うことは、とても大変であるし、弊害も大きい。
- 国が安全管理義務をどこまで果たしていたかについて説明するにあたっては、構造物の確認を行う頻度、確認方法、その後の措置、フォローの確認など、枠組みが必要になる。当然予算の制約があり、限界はあると思うが、少なくとも河川管理者の過失割合を減らしていく方向で安全対策に取り組むこととなった場合、河川管理者が果たした義務を説明できなければ、安全対策が行き当たりばったりになってしまい、枠組みが体系的でなければ、過失割合が大きくなると思われる。今現在、どのような枠組みがあるか。
- 河川管理用通路において、警告板は設置されているが、夜で見えにくく事故が起きる場合があるので、夜間巡視とまではいかないが、年に1回、あるいは5年に1回程度、夜に歩いてみて、警告板が見えるか、不慣れた人が転落する危険がないかなど、チェックはされているか。

- 河川の堤防にすべてガードレールを設置する必要はなく、ある程度具体的な危険、相当程度の蓋然性ある危険がある場所に、個別的な判断、個別的な対応をしていかざるを得ないというところがある。
- 河川管理者が危険を明確に自覚したときの安全対策を実施する仕組みは、どのようになっているか。適切に安全管理をやっていると説明できれば、河川管理者の過失割合を大分減らすことが可能ではないか。予算的な限界がある場合は、例えば優先順位を立て、今回はこの対策を実施するという判断をしていけばよい。
- 優先順位の考え方について、初めから危険な箇所を自覚している場合と、平常時は問題がないため、巡視で危険な箇所を見つけられなかった場合とがあるが、結果的に巡視で見逃してしまった場合であっても、巡視の記録があれば、河川管理者としては、予測可能性はなかったという主張はできるはずである。巡視の頻度としてどの程度が合理的だということでもなく、巡視で見逃したから瑕疵があると後づけで言われてしまうと、反論できなくなる。巡視の頻度、巡視の内容、確認結果をどのように引き継ぎ、確実に実施に移していくのかについて、まずは現状を基に検討すべきではないか。
- 治水上弊害がある防護柵までは要求されないという裁判の判示があるように、治水上の弊害についての主張はある程度裁判所も理解されているが、判示において、幼児の遊び場としてあまり利用されていなかったであるとか、子供たちの格好の遊び場ではなかったという事情が付け加わっているので、逆にいえば、幼児の利用実態がある場合は、治水上の弊害という理由だけでは、裁判所は正当化事由とは考えないと思われる。
- 敗訴事例の判決にあるように、河川管理者が作った構造物に穴があいていたり、故障があるというのは、比較的、河川管理者の瑕疵が認定される。一度作ったら、中途半端な管理ではなく、きちんとした基準の下で管理するしかない。
- 具体的な安全対策を実施するか否かの判断は非常に重要であり、最終的には数値化できない規範的な判断をせざるを得ないが、その判断の前提になる具体的な利用状況の客観的・継続的・組織的把握に重点を置くべきである。
- 利用状況把握、現状認識を河川管理者から示していただき、その上で、安全対策の優先順位、取り組み方を議論し、何が必要であるか提示できればよい。

- 相模川の自転車転落事故について、河川管理者は、洪水時に土のうを置くため、また、近隣住民が親水目的で堤防に上がるため、事故現場に木柵を設置していないと主張していたが、事故後に木柵を設置した。治水上の理由であれば、木柵を設置すべきではなかったと思われるが、治水上の理由は、どの程度のものであったか。また、近隣住民は、木柵の設置により多少不便になったと思われるが、安全性と自由使用との関係はどのように考えたらよいか。
- 河川管理について、例えば可動式ガードレールを設置している事例などの実態を伺いたい。

(以 上)